

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(XIV-1-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること(施策目標XIV-1-1) 基本目標XIV:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること 施策大目標1:電子行政推進に関する基本方針を推進すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>政策統括官付情報化担当参事官 室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>大臣官房参事官(情報化担当) 三浦 明</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進。</p>												
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)」において、行政手続のオンライン化のメリットは、簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上にあるとされている。一方で、重点手続(「オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部)」において、国民が広く利用するオンライン化された手続のうち、国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上のもの及び100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続等とされているもの)に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(平成28年度)は12%であるため、利用者の視点に立ったオンライン申請の利用を推進することが必要。また、先般成立したデジタル手続法(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)に基づき、情報システム整備計画に規定することとされている手続について、オンライン化に向けた取組の推進が必要。</p>											
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>					<p>達成目標の設定理由</p>							
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>デジタル手続法及び「デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)」に基づき、行政手続の原則オンライン化に向けた取組を計画的に進める。</p>					<p>簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上を図るため。</p>						
<p>達成目標1について</p>													
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
	<p>基準年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>目標年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>					
<p>① 重点手続に該当する厚生労働省所管手続のオンライン申請率(アウトカム)</p>	<p>16%</p>	<p>平成29年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>オンライン申請率は、オンライン申請が行われている程度や、オンライン申請の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。また、対象手続については、利用件数が多い等の理由により、オンライン申請の効果が大きい重点手続を選定した。年度ごとの目標値については、民間からの協力を得ながら着実に進めていく必要があるため、前年度以上としている。</p>				
<p>② デジタル手続法においてオンライン実施原則化の対象となる厚生労働省所管手続のうち、オンライン実施手続の占める割合(アウトプット)</p>	<p>集計中</p>	<p>令和元年度</p>	<p>前年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<p>集計中</p>	<p>集計中</p>	<p>前年度以上</p>	<p>前年度以上</p>	<p>オンライン実施手続の割合は、オンライン化が行われている程度や、オンライン化の推進に向けた取組の成果を直接的に示す指標であるため、測定指標として選定した。また、測定指標の対象手続については、デジタル手続法における情報システム整備計画(令和元年12月策定)の内容を踏まえて今後設定する。</p>				
<p>達成手段1</p>	<p>予算額(執行額)</p>		<p>令和2年度 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>				<p>令和2年行政事業レビュー事業番号</p>				
<p>(1) 申請・届出等手続の電子化(平成14年度)</p>	<p>236,265千円 (236,265千円)</p>	<p>236,265千円 (236,265千円)</p>	<p>236,265千円</p>	<p>1</p>	<p>申請・届出等手続のオンライン申請等を可能とするための受付システムの運用経費。e-Gov電子申請システムと連携し、オンライン申請等のワンストップサービスを可能とすることにより、オンライン申請に係るユーザビリティの向上やオンライン申請の利用の推進が期待される。</p>				<p>-</p>				
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>平成30年度</p>			<p>令和元年度</p>			<p>令和2年度</p>		<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<p>平成29年度</p>			
<p>236,268(236,265)</p>			<p>373984(237,705)</p>			<p>240,644</p>							
<p>施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>					<p>年月日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>					
	<p>①デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定) ②デジタル手続法(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律)</p>					<p>①2018/7/20 (デジタル・ガバメント関係会議決定) ②2019/5/31 (公布)</p>		<p>【①】 3.2横断的サービス改革(行政サービスの100%デジタル化) 2)手続オンライン化の徹底(◎内閣官房、内閣府、総務省、全府省) 行政手続のオンライン化のメリットは、簡便な手法で行政サービスを利用できることによってサービスを受ける際のコストを削減でき、また、24時間365日行政サービスを受けることができるというサービスの大幅な利便性の向上にある。「1)業務改革(BPR)の徹底」を行った上で、各府省は、上記のような利便性の高い行政サービスや、行政機関における業務の効率化を実現するため、上記3原則に従って、所管する手続について、各府省中長期計画に基づき、オンライン化の徹底に向けた取組を推進する。 【②】 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、 ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、 ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。 <行政手続の原則オンライン化のために必要な事項> ・行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、オンライン実施を原則化(地方公共団体等は努力義務) ・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画の作成(閣議決定)</p>					